

## 光市危険空き家除却促進事業該当要件チェックリスト

① 対象となる「危険空き家」の要件	
<input type="checkbox"/>	老朽化等による倒壊等の危険性があり、放置することで周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、または及ぼすおそれのある状態であること。
<input type="checkbox"/>	人の居住の用に供する一戸建て又は長屋建ての建築物であること。
<input type="checkbox"/>	おおむね年間を通して居住その他の使用がない空き家であること。
<input type="checkbox"/>	併用住宅の場合は、延べ面積の2分の1以上が居住用に供されていたこと。
<input type="checkbox"/>	木造又は軽量鉄骨造であること。
<input type="checkbox"/>	個人が所有するものであること。
<input type="checkbox"/>	所有権以外の権利の目的となっていない建築物であること。ただし、所有権以外の権利の目的となっている場合であっても、当該権利の権利者が当該建築物の除却について同意しているときは、この限りでない。
<input type="checkbox"/>	空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定による勧告に係る措置をとることを命じられている特定空家等でないこと。
<input type="checkbox"/>	公共事業等の補償の対象となっていないこと。
② 対象となる「所有者等」の要件	
<input type="checkbox"/>	危険空き家の所有者または相続人であること。
<input type="checkbox"/>	危険空き家の存在する土地の所有者又は相続人で当該危険空き家の所有者またはその相続人から除却についての同意を得た者であること。
<input type="checkbox"/>	長屋建ての建築物の除却は、所有者全員の同意を得た者であること。
③ 対象となる「補助対象者（申請者・補助事業者）」の要件（いずれにも該当すること）	
<input type="checkbox"/>	本市の固定資産税その他の市税等を滞納していない人。 光市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有しない人。 補助金を受けて危険空き家を除却することについて、不利益を受けることになる全ての者から同意を得ている人。 危険空き家を除却した後の敷地について、周辺に悪影響を及ぼさないよう適切に管理することができる人。 この要綱による補助金の交付を受けたことがない人。
④ 対象となる「補助対象事業」の要件	
<input type="checkbox"/>	補助対象者が解体工事業者に依頼して行う危険空き家を <u>指定された期日までに</u> 除却する工事であること。
<input type="checkbox"/>	原則、同一敷地内に存する危険空き家以外の建築物、立木等すべてを除却し更地にすること。
<input type="checkbox"/>	補助金の交付決定前に着手した工事でないこと。
<input type="checkbox"/>	国、地方公共団体等の補助金等の交付を受ける工事でないこと。
⑤ 対象となる解体工事業者の要件	
<input type="checkbox"/>	建設業法別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者で、 <b>市内に本社、営業所、事務所等を有する法人または市内に住所を有する個人事業者</b> であること。

… 危険空き家の該当有無の判断ができない場合は、事前調査の申請受理後、不良度判定調査基準表及び周辺への危険度判定基準表をにより市が調査し判断します。